

# 住民税非課税世帯等へ 給付金を支給します

物 価・燃料費等の高騰に対する国・県の対策として、低所得世帯に対し物価高騰対策支援給付金および灯油購入費助成金を支給します。対象世帯には、1月下旬に案内を郵送し、振込は2月下旬から順次行う予定です。



お手元に案内が届いた方は、必ず確認してください。

給付金等	対象世帯	支給額
物価高騰対策支援給付金	非課税世帯	3万円 子ども加算2万円/人
	均等割りのみ課税世帯	1万5千円 子ども加算1万円/人
灯油購入費助成金	非課税世帯 (*生活保護世帯を除く)	5千円
	均等割りのみ課税世帯	

(基準日：令和6年12月13日)

\*子ども加算の対象は、18歳以下の児童です。

申請期限…令和7年3月28日(金)

問い合わせ先…福祉政策課 内線2493

(土・日・祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00

## 給付金の支給手続き

手続きが必要な方と不要な方がいますので、郵送される案内をご確認ください。

### 申請が不要な方

これまでに非課税世帯等に対する給付金を当市から本人口座への振込により受給している方  
\*ただし、振込口座変更を希望される方は手続きが必要です。

### 申請が必要な方

- ▷令和6年1月以降に当市へ転入した方
  - ▷住民税の申告や修正により、新たに支給対象世帯となる方
- 詳しくは、お問い合わせください。

## 冬は身の回りの危険への備えを確認しましょう

除雪作業中の事故を  
防止しましょう!



冬期間も空き家を  
適切に管理しましょう!

毎年、屋根の雪下ろしや除雪作業中の事故が相次いで発生しています。事故を防ぐためにも次の10カ条を守り、安全な除雪作業を心がけましょう。

### 除雪作業の事故防止10カ条

- ①作業は家族、隣近所にも声をかけて2人以上で!
- ②建物のまわりに雪を残して雪下ろし!
- ③晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんでいる!
- ④はしごの固定を忘れずに!
- ⑤除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジンを切ってから!
- ⑥低い屋根でも油断は禁物!
- ⑦作業開始直後と疲れたところは特に慎重に!
- ⑧面倒でも命綱とヘルメットを!
- ⑨命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を!
- ⑩作業のときには携帯電話を持っていく!

空 き家の屋根に積もった雪を放置すると、隣家や通行人への落雪被害など、周辺地域に大きな被害・悪影響をおよぼします。また、長期間放置されている空き家は、老朽化が進行すると屋根雪により倒壊するおそれがあり大変危険です。

市内に空き家をお持ちの方は、定期的に屋根の雪下ろしを行うなど、冬期間における空き家の適正管理に努めてください。また、空き家の周辺地域の方は、屋根雪が積もっている空き家には近づかない、または用心して通行するなど、日頃からご注意ください。



問い合わせ先…防災管理課 内線2142